

平成30年度補助金モニタリングシート

1 補助金等の概要

部 課 名	子ども家庭部子育て支援課							
予 算 科 目	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称			
	03	02	01	007	認証保育所等運営費補助事業			
	中 事 業		中 事 業 名 称		節	細 節	細 々 節	細 々 節 名 称
	01	認証保育所等運営費補助事業		19	3	2	認証保育所運営費補助金（管内）	
補助金等の名称	認証保育所運営費補助金							
補助金等の区分	行政補完的補助金	○	政策的補助金		その他		交付開始年度 平成13 年度	
補助金等の形態	個人補助		事業補助	○	団体運営補助		その他	
支出先名称	法人							
会 計 年 度	(予算・決算) 額	財源内訳						
		特定財源			一般財源			
		国庫支出金	都支出金	その他	特財に伴う一般財源	一般財源		
		30年度	96,992	48,496		48,496		
29年度	91,790	45,895		45,895				
根拠法令等（名称及び条文の抜粋）								
法 令 等	児童福祉法第24条第1項ただし書 東京都認証保育所事業実施要綱							
市条例・要綱等	東久留米市認証保育所運営費等補助金要綱							
目的及び効果	保護者が安心して就労や子育てが両立できるようにする。 （待機児童の解消及び多様な保育ニーズに対応する）							

2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない	はい		いいえ	○
社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまっている	はい		いいえ	○
支出の根拠が明確でない	はい		いいえ	○
補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している（注）	はい	○	いいえ	
類似の事業が民間等で行われている	はい		いいえ	○
交付の期間が継続して3年以上である（注）	はい	○	いいえ	
国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない	はい		いいえ	○

注：複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」の扱いにしている。

3 業務委託について

業務委託の可能性	有り	
	無し	○

4 所管課所見欄

上記2及び3に対する所管課見解
認証保育所は、認可保育所だけでは応えきれない大都市のニーズに対応するための都独自の制度である。大都市の特性に着目した都独自の基準（認証基準）を設定し、企業の経営感覚の発揮により、多様化する保育ニーズに応えるものであり、子ども・子育て支援新制度発足後も、待機児童解消の一翼を担っている。本補助金は保育事業者の運営を一部補助するものであり、委託の要素はない。
31年度以降の方向性
子ども・子育て支援新制度発足後、国の認可外施設である認証保育所から、認可施設である小規模保育事業所等への移行が進んでいるので、対象施設が少なくなっていく傾向にある。保護者が安心して就労と子育てを両立できる環境を整備するために必要な補助制度であることから、事業を継続していく。